

2016年（平成28年）10月19日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会

会長 山口 健一

勸告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済を求める旨の申立てがありました。当会人権擁護委員会において慎重に審査いたしました結果、人権侵害の事実があると認めましたので、以下のとおり勸告いたします。

第1 勸告の趣旨

- 1 身体拘束を受けている被告人又は被疑者（以下、「被勾留者」という。）が弁護士又は弁護士となろうとする者（刑事訴訟法第39条。以下、「弁護士等」という）宛てに発する信書については、当該信書が弁護士等との間のものであるかどうかを確認し、また、その中に信書以外の物が含まれていないかどうかを外形的に検査するだけにとどめ、内容を閲覧するなど、内容にわたる検査をすることなく発信させる
- 2 被勾留者が休日日に弁護士等宛ての信書の特別発信を申し出た場合、弁護士等との間の信書の発信は全て緊急性、必要性があるものとして取り扱うこととし、緊急性、必要性がないことを理由に不許可としないよう勸告する。

第2 勸告の理由

1 認定した事実

申立人は、2013年（平成25年）4月9日、貴所に入所し、刑事被告人として未決勾留された。申立人は、2014年（平成26年）11月までの間に弁護士宛てに合計15回の休日発信の申し出をしたところ、貴所は、うち11回については、次回期日や文書提出期限が切迫しているなど特段の事情が認められる内容の信書ではなく、緊急に発信すべき必要性がないとして不許可とした。

貴所では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第130条第1項第2項、法第136条に基づいて、未決拘禁者の発信の申請を原則として1日につき1通と定め、この通数制限を超える信書の発信申

請があった場合、あるいは休日及び夜間における指定時間外での信書の発信申請があった場合、申請者において、その必要性及び緊急性を疎明する必要があるとの立場から、貴所の方で、当該信書や願箋の内容を閲覧し、その必要性及び緊急性を判断している。

この運用は、たとえ当該信書が弁護士宛てのものであった場合であっても同様であり、貴所は、その発信の必要性及び緊急性を判断する必要があるとして、弁護士宛ての信書の内容を閲覧している。

2 本会の判断

(1) 弁護士等との秘密交通権は憲法第34条に由来する権利であること
刑事訴訟法第39条第1項は、被勾留者に対し、立会人なくして弁護士等と接見する権利を保障しているが、これは、身体を拘束された外界と遮断された被勾留者にとって、弁護士等と相互に自由な意思の疎通を図り、情報の提供や法的助言等の援助を受けることは、刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものであり（最高裁昭和53年7月10日第一小法廷判決・民集32巻5号820頁）、その権利が被勾留者によって有効適切に行使されるためには、その内容を拘束者に知られることなく行われることが保障されなければならないとの考えに立つものであって、この規定は、憲法第34条の弁護士依頼権の保障に由来する（最高裁平成11年3月24日大法廷判決・民集53巻3号514頁）。

(2) 弁護士宛ての信書の内容を閲覧することについて

ア 弁護士等との秘密交通権の重要性

刑事訴訟法第39条第1項が、被勾留者は弁護士と「立会人なくして」接見することができる」と規定しているのは、被勾留者にとって、第三者、とりわけ捜査機関、訴追機関及び収容機関等に知られることなく、弁護士等との間で相互に十分な意思の疎通と情報の提供や法的助言の伝達等が行なわれることが、弁護士等から有効かつ適切な援助を受ける上で必要不可欠なものだからである。これは、たとえ接見の機会が保障されても、その内容が上記各機関等に知られるようなことがあれば、両者のコミュニケーションが覚知されることによってもたらされる影響を慮ってそれを差し控えるという、いわゆる萎縮効果を生ずることにより、被勾留者は、実質的かつ効果的な弁護士等の援助を受けることができないからである。

イ 口頭による接見と信書の授受の相互の補完性

弁護士等が被勾留者と接見する場合、受付時間及び接見可能時間について制限があり、これのみで被勾留者との情報の交換、助言の伝達等によるコミュニケーションを十分に行なえないのが実情である。そのため、弁護士等は、信書によって被勾留者に求めるものや被勾留者から得たい情報を予め被勾留者に知らせ、被勾留者においてそれらの点を整理しておくことを求めて効果的に接見を行い、その後、接見を通じて十分に行なえなかったことを追加して伝達したいと考えたことを信書によって伝えるなど、信書のもつ正確性、固定性など固有の特質を活用することによって、口頭による接見を補完している。このように、口頭による接見と信書の授受とは、相互の補完によって目的を達するのであるから、信書の秘密は、口頭による接見における秘密とその重要性において区別されるべきものではない（高野国賠訴訟における最判平成15年9月5日裁判集民事210号413頁における梶谷玄裁判官、滝井繁男裁判官反対意見参照）。この信書の内容が捜査機関、訴追機関、収容施設に知られるとなれば、被勾留者が弁護士等宛ての信書の発信を差し控えるなどの萎縮的效果が生じ、被勾留者の防御権に大きな支障を与えることになる。

したがって、弁護士等宛ての信書の内容を収容施設が閲覧することは、刑事施設の規律及び秩序を害する高度の現実的具体的危険性が存在するなどの特段の事情がない限り、許されない。

ウ これに対し、異物混入のおそれや罪証隠滅のおそれがあることから、信書の内容を確認、閲覧する必要性があるとの見解も存在する。

しかし、異物混入のおそれについては、形状・重量などの外形的検査、エックス線透視検査、金属探知機透視検査など、信書を開封しない方法によって確認することが可能である。

また、逃亡や罪証隠滅のおそれについては、被勾留者が弁護士等に発する信書の場合、受領した信書に逃亡や罪証隠滅に関する記載があれば、弁護士等がその判断により、当該書面を第三者に交付せず、あるいは、当該部分を削除する等のチェック機能を果たすことが期待できる。

弁護士等が、被勾留者の逃亡や罪証隠滅に加担したり、あるいは、信書中の不適切な記載を見逃して、第三者に交付したりすることは、弁護士法により高度の専門的知識と高い倫理性を有することが制度的に担保されている弁護士等である弁護士においておよそ

考えられない。

仮に、弁護士等が、被勾留者の逃亡等に加担すれば、刑罰法規に触れて処罰されるだけではなく、弁護士会の懲戒処分によりその職を失うおそれがある。弁護士等において、これらのリスクを冒してまで、そのような行為に及ぶ事態はおよそ想定できない。

したがって、抽象的な異物混入のおそれ、証拠隠滅のおそれ等は、弁護士等宛ての信書の内容を確認する根拠にはなり得ない。

エ 小括

以上より、外形等から異物混入が合理的に疑える場合など、信書外の事情から刑事施設の規律及び秩序を害する高度の現実的具体的危険性が存在するなどの特段の事情がない限り、弁護士等宛ての信書の内容を閲覧することは許されないというべきである。

(3) 休日日の弁護士宛て信書の発信制限について

ア 休日、被勾留者が弁護士等に信書を発信する必要性

信書の発信の機会は、憲法第19条及び第21条の趣旨に照らして可能な限り保障されなければならない。上述のとおり、被勾留者と弁護士等との秘密交通権を実質的に保障するためには、弁護士等との自由で円滑な意思疎通や情報の提供が不可欠であり、被勾留者と弁護士等との信書の発受については、特にその保障の必要性が高い。

弁護活動は、新証拠や新事実の発見等によって、日々状況が変化し得るものであり、公判直前や書類の提出期限が差し迫っている場合でなくても、急ぎで信書を発信しなければならないときがあるほか、祝日を挟むなどの長期連休になった場合などには、信書の発受は、口頭による接見を補完するものとして特に重要である。

したがって、休日であっても、弁護士等宛ての信書を発信する高度の必要性が認められる。

イ 発信を制限する必要性の有無

これに対し、貴所は、刑事施設収容法第136条第1項に基づき、休日発信については、緊急性、必要性が認められる場合にのみ休日発信を許可する取扱いをしており、かかる取扱いは弁護士等宛ての信書についても同様である。

しかし、弁護士等宛ての信書について、このような取扱いを行うことは不当である。

まず、弁護士等宛ての信書について、緊急性、必要性の有無を判断

するためには、信書の外形からのみの検査は不可能であり、必然的に、信書の内容の閲読が不可欠となる。しかし、上述のとおり、被勾留者が弁護士宛てに発する信書について、収容施設がその内容を閲覧するとなれば、萎縮効果を伴うことになり、被勾留者と弁護士等との自由かつ円滑な意思疎通を阻害し、秘密交通権を大きく制限することになる。

また、貴所は、休日発信を認めると施設管理上の負担が増えるとして、発信制限の必要性を主張している。しかし、上述のとおり、弁護士等宛ての信書については、その内容を閲覧する必要はなく、信書の発信の許否は外形検査のみで足りるはずである。弁護士等宛ての信書に限った場合、検査に伴う施設管理上の負担も大きいものとはいえ、弁護士等との秘密交通権を制限することを正当化するだけの合理的理由があるとはいえない。

ウ 小括

したがって、弁護士等宛てに信書を発信する場合には、すべて緊急性、必要性があるものとして取り扱うべきであり、緊急性、必要性を理由に発信制限を行うことは、弁護士等との秘密交通権を侵害する。

第3 結論

したがって、当会は、申立人に対する人権侵害行為があるものと認め、上記勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以 上